



医療費控除について

ご自分やご家族の1年間(1月1日～12月31日)の医療費が一定以上かかった場合、所得控除(払った税金の一部が還付金として戻ってくる)を受けることができます。これを医療費控除といいます。

控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額になります(ただし、最高200万円)。

実際に支払った医療費の合計額 - 保険金など*1で補てんされる金額 - 10万円*2

*1:生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など

*2:その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等5%の金額

～10万円を超えた医療費が全て戻ってくるのではないのでご注意を！～

この優遇措置を受けるには、申告をしなければなりません(サラリーマンの年末調整ではダメです)。申告の際に領収書の添付が必要になりますので、医療機関から受け取った領収書や、入院や通院の際にかかった経費の領収書などは大切に保管しておきましょう。

また、医療費控除の対象になるものと、ならないものがあるので注意しましょう。



対象になるもの・ならないものの例(最終的には税務署に確認ください)

対象になる	条件付で対象になる	対象外
診療・治療目的のもの ・不妊治療、出産費用、妊娠中の健診費 ・子どもの歯列矯正、インプラント ・治療のためのはり・きゅう・マッサージ ・入院通院のための電車・バス代	・健康診断の費用(異常が見つかり、治療が必要になった場合)、差額ベッド代(病状からやむを得ない場合) ・薬局で購入した薬(治療目的に限る) ・タクシー代(電車・バス移動が困難な場合)	予防や美容 ・予防接種、診断書の作成料、コンタクトレンズ購入のための眼科受診料 ・美容のための歯列矯正 ・疲れを癒すためのはり・きゅう・マッサージ ・自家用車のガソリン代、里帰り出産の交通費

手続きを行う場所は？(申告先) **納税地(住所地)を所轄する税務署です。**

所轄の税務署がどこかは国税庁のホームページで確認できます。

<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

国税局・税務署を調べる



検索サイトで「国税局・税務署を調べる」と入力



* 税務署に行かなくても、インターネットの国税庁の確定申告書等作成コーナーで、自分で入力して作成し税務署宛に郵送したり、インターネット(e-Tax)で直接データを送ることもできます。

* 確定申告の時期は、税務署以外でも市役所など確定申告できる場所を設けている場合があります。

申告するのはいつ？ いつでも大丈夫です(1月からでもOK)。

確定申告書の提出時期は2月16日～3月15日になりますが、医療費控除だけの場合は、いつでも受け付けてもらえます。

医療費控除の申告は過去5年間にさかのぼって申告できます。

詳しくは、税務署にお尋ねください

[参考・引用] 国税庁ホームページ